

Title	キリシタン時代、インドにおける日本イエズス会の資産について(下)
Sub Title	On the Indian property of the early Jesuits in Japan had in India
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1974
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.46, No.2 (1974. 12) ,p.1(117)- 28(144)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19741200-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19741200-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## キリシタン時代、インドにおける

### 日本イエズス会の資産について(下)

高瀬 弘 一 郎

七

日本イエズス会がインドに資産を取得した経緯や、その資産がどのような内容のものであったかといったようなことは、殆んど右に紹介した〔史料Ⅰ〕〔史料Ⅱ〕〔史料Ⅲ〕〔史料Ⅳ〕の四点の史料のみによらざるをえないが、これに対して取得の時期・買入れ価格、及びそこからの収入——これが最も重要な点であるが——等については、宣教師の書翰等にも記載があるので、これと照合して比較検討しなければならない。

まず買入れた時期についてであるが、ポンヴェン・コンドウティン・ムルガンの三村の買入れ年については、〔史料Ⅱ〕と〔史料Ⅳ〕に記載が見られ、それによると、両史料共にポンヴェン村は一五七四年、ムルガン村は一五八四年となっているが、コンドウティン村については、〔史料Ⅱ〕には一五七五年、〔史料Ⅳ〕には一五七七年となっている。そこでこれをイエズス会文書の記事と照合してみると、第二章で記述したように、何点かのキリシタン宣教師の書翰その他の史料から、日本イエズス会は一五七四年の九月から十二月までの間にバサインに一村、さらに翌一五七五年の十月以前にも同じくバサインに一村を取得したということが明らかになった。この内一五七四年に買入れた村はポンヴェン村、一五七五年

に手に入れた村がコンドウティン村のことであることは言うまでもない。従ってコンドウティン村取得の時期は〔史料Ⅱ〕の記述が正しいと言わなければならない。

尚、これは蛇足であるが、イエズス会宣教師の書翰に見られる一五七〇年代に取得したバサインの土地というのが、〔史料Ⅰ〕〔史料Ⅱ〕〔史料Ⅲ〕〔史料Ⅳ〕に記載されているポンヴェン村とコンドウティン村のことであるということは、一五八〇年十一月十三日付府内発、ヴァリニャーノの総会長宛ての書翰に、「私は臼杵の修練院には、四年前に日本のかねでわれわれがバサインの地で買ったいくつかの村からの収入を充てた。(中略)これらはコンドウティン村とポンヴェン村<sup>(1)</sup>といい、バサインの地にある。」と記述されているところからも明らかである。

次に、前に引用した一五八七年十一月二十七日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長補佐宛ての書翰に、「今から二年前に、私は同じ北部地方に別の村を一つ買った。」<sup>(2)</sup>と見え、これはムルガン村のことであろうと思われる。但し取得の時期については、このヴァリニャーノの書翰によると、二年前、即ち一五八五年ということになるのに対し、「史料Ⅱ」と「史料Ⅳ」には一五八四年と記されていて、ここでも食違いを見せている。このいずれが正しいか確言は出来ないが、二点の史料に同じ年が記されているという単純な理由に加えて、「史料Ⅱ」「史料Ⅳ」共に、ヴァリニャーノの書翰より時間的には隔っているとはいっても、その記載内容からみて何か政府の関係記録等に基いて作成されたものと思われるので、一応一五八四年のことであると推測したい。

次に資産の買入れ価格についてであるが、ムルガン村については〔史料Ⅳ〕の外には関係史料を見出しえなかったが、ポンヴェン・コンドウティンの両村については、〔史料Ⅳ〕以外に、第二章で引用した一五七五年十二月四日付コチンからゴアに向う船中発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰にも記述されている。即ち、「私の渡来後、両方で五〇〇スクードの収入が入る二つの資産も買入れた。一つは一、二〇〇で、他は四、〇〇〇パルダオで買入れた。」<sup>(3)</sup>と見え、これは既に述べ

たようにポンヴェン村とコンドウティン村のことを指しているわけであるが、これを〔史料Ⅳ〕に記述されている両村の買入れ価格とくらべると、コンドウティン村の四、〇〇〇パルダオは同じであるが、ポンヴェン村の方は、〔史料Ⅳ〕には一、四〇〇パルダオとあり、食違いを見せている。しかし今この内のいずれを正しいと断定出来るだけの根拠もないので、この点は不明のままにせざるをえない。

尚、カランジヤの年金については、取得の時期・価格共に第二章の冒頭に引用した〔史料Ⅳ〕の一節の記事以外に關係史料を見出しえなかつたので、ここでそれを繰返すまでもないことである。

## 八

最後に、インドにおける資産から日本イエズス会が毎年どの位の収入をえていたかについて述べてみたい。この点については、〔史料Ⅰ〕以下の四点の史料にかなり詳しく記録されているが、これらの史料と共に、キリシタン宣教師の書翰も併せて取上げなければならぬ。そこで、次にインドの資産からの収入額が記載されている史料を出来るだけ集めて、年代順に挙げてみたい。

### 1、前引の〔史料Ⅳ〕

「カランジヤの年金五〇〇パルダオは、一五七〇年十一月十六日に、当時ゴアの管区長であったパードレ・アントニオ・デ・クワドロスが……から買入れたものである。」<sup>(4)</sup>

この記事から、カランジヤの年金収入は、取得当時から五〇〇パルダオであったことが判る。

2、一五七五（一五七四の間違い）年十二月二十五日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰。

「（在日イエズス会士は）今日まで、ポルトガル国王がマラッカで施しをしている六〇〇パルダオと、当地インドのバサ

インの近くに所有しているレンディタの六〇〇パルダオ、及び多くの商品を取引して上る利益——そこから毎年多額の利益がえられるが——で以って常に生活して来た。<sup>(5)</sup>

一五七四年十二月に日本イエズス会がインドに所有していた資産は、カランジヤの年金とポンヴェン村だけであった。従って右のヴァリニャーノの書翰に記述されている六〇〇パルダオは、この二つを合せた年収を意味するものである。

3、「この東インド管区のすべてのコレジオとレジデンシア・会員・学習・会員以外の学生・レンタ・布教の中心に関する要録。一五七五年十月に作成。」と題する文書。

「(在日イエズス会士は) 国王がマラッカで支給する九〇〇クルザドと、彼等のかねでバサインの地で買入れたいくつかの村から入る九〇〇クルザドで以って生活している。<sup>(6)</sup>」

これは、この文書が記述された時期から判断して、ポンヴェン・コンドウティンの両村とカランジヤの年収の合計が九〇〇クルザドであったことを伝えるものであろう。

4、一五七五年十二月四日付、コチンよりゴアに向う船中発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰。

「さらに日本は、国王がこのような方法で与える一、〇〇〇の外に、バサインの近くにいろいろな資産を買入れて、そこから上る大凡一、〇〇〇(単位はスクードと思われる——引用者)の収入を有している。この内、私の渡来後、両方で五〇〇スクードの収入が入る二つの資産を買入れた。<sup>(7)</sup>」

この記事によって、カランジヤの収入が五〇〇スクード、ポンヴェン・コンドウティン両村からの収入が五〇〇スクードで、合計して一、〇〇〇スクードの年収があったことが明らかにになる。

5、一五七七年九月一日付口ノ津発、カブラルの総会長宛ての書翰。

「私はインドに毎年若干のかねを送り、日本から送ったかねで一、〇〇〇クルザドのレンタを買った。<sup>(8)</sup>」

これはポンヴェン・コンドウティン両村の収入と、カランジヤの年金の合計が一、〇〇〇クルザドであったことを述べているものであろう。

6、一五七九年十二月五日付口ノ津発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰。

「……このようにして四、〇〇〇スクードの収入があり、これにインドのバサインの地の収入一、〇〇〇スクードを加えた額で以って、イエズス会士が維持されている。」<sup>(9)</sup>

7、一五八〇年八月、ヴァリニャーノの「インドのスマリオ」

「更に日本は、インドのバサインの地のいくつかの村から八〇〇ドゥカドの収入がある。」<sup>(10)</sup>

8、一五八〇年十一月十三日付府内発、ヴァリニャーノの総会長宛ての書翰。

「私は臼杵の修練院には、四年前に日本のかねでわれわれがバサインの地で買ったいくつかの村からの収入を充てた。そこからは毎年大凡五〇〇ドゥカドの収入がある。」<sup>(11)</sup>

これは、その収入を修練院の費用に充てた、とあるところから、ポンヴェン・コンドウティン両村の収入のみを記したものである。

9、一五八一年九月三日付臼杵発、カブラルの総会長宛て書翰。

「私は日本到着後ただちに、われわれを維持する方策が外にないか知ろうと努力し、そして儲けの一部をゴアに送り始め、それでもって毎年一、〇〇〇クルザドの収入になるレンダを買入れた。」<sup>(12)</sup>

これはまた、ポンヴェン・コンドウティン両村とカランジヤの収入の合計であろう。

10、一五八一年九月四日臼杵発、カブラルの総会長補佐宛ての書翰。

「私がゴアに送ったかねで以って、いくつかの村で一、〇〇〇クルザドのレンダを買入れた。」<sup>(13)</sup>

11、一五八一年十月十三日付、コエリヨの総会長宛て書翰。

「日本は、インドに一、〇〇〇クルザド程のレンダを持っている。<sup>(14)</sup>」

12、「日本におけるイエズス会のコレジオとカーザ、及び毎年生活するのに要する経費のカタログの写し、一五八二年に巡察師によって送られ、一五八四年ローマで受取る。」と題する文書。

「さらにわれわれはインドのバサインの地で一、〇〇〇ドゥカドの収入がある。<sup>(15)</sup>」

13、一五八三年十月五日付マカオ発、カブラルの総会長宛て書翰。

「更に日本は、私があるために日本から送ったかねで買ったいくつかの村から上る一、〇〇〇クルザドのレンダをゴアに持っている。<sup>(16)</sup>」

14、一五八三年十月二十八日付コチン発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰。

「バサインの地において日本のために確実なレンダを買入れるべきだという結論が、カブラルと管区長の間で出されたので、カブラルは一八、〇〇〇ドゥカドものかねを管区長に送り、日本に対して年貢の形で五〇〇〇クルザドの収入になるレンダを買入れるのに五、〇〇〇を費した。<sup>(17)</sup>」

これは、買入れ価格と収入額から判断して、ポンヴェン・コンドウティンの両村のことを記したものであろう。

15、一五八三年、ヴァリニャーノの「日本のスマリオ」

「インドのバサインの地方で日本のために買入れたいいくつかの村が、このカーザ（臼杵の修練院のこと——引用者）のレンタに充てられた。ここから毎年大凡六〇〇ドゥカドの収入が入るであろう。<sup>(18)</sup>」

修練院の経費に充てた、と記述されているところから、この六〇〇ドゥカドはポンヴェン・コンドウティン両村からの収入であろう。

16、一五八五年一月十八日付、総会長アクワヴィーヴァのヴァリニャーノ宛て書翰。

「昨年、バサインのいくつかの村から入る五〇〇タエルを臼杵の修練院に充てる件について、許可書を送って回答した<sup>19)</sup>。」

同じ理由から、これも両村の収入であろう。

17、前引の〔史料IV〕は、ポンヴェン・コンドウティン・ムルガンの三村を買入れた当時の、夫々の収入額を次のように伝えている。

一五七四年に取得した当時のポンヴェン村の収入四三四パルダオ $\parallel$ 四分の三ラリン $\parallel$ 一六バザルコ（年貢六〇パルダオを含む支出の総額が三六三パルダオ $\parallel$ 一と四分の二ラリン $\parallel$ 一五バザルコなので、これを差引いた実収入は七〇パルダオ $\parallel$ 三と四分の三ラリン $\parallel$ 一バザルコ）。

一五七七年（前に述べたように一五七五年の誤）に取得した当時のコンドウティン村からの収入三九六パルダオ $\parallel$ 半ラリン $\parallel$ 二バザルコ（年貢八〇パルダオを含む支出の総額が二〇六パルダオ $\parallel$ 四分の三ラリン $\parallel$ 七バザルコなので、これを差引いた実収入は一八九パルダオ $\parallel$ 三・五ラリン $\parallel$ 一五バザルコ）。

一五八四年に取得した当時のムルガン村の収入四四一パルダオ $\parallel$ 三と四分の一ラリン $\parallel$ 二バザルコ（年貢一六八パルダオ $\parallel$ 三ラリンを含む支出の総額が三一〇パルダオ $\parallel$ 三と四分の三ラリン $\parallel$ 七バザルコなので、これを差引いた実収入は一三〇パルダオ $\parallel$ 二と四分の一ラリン $\parallel$ 一五バザルコ）。

以上三村からの実収入の合計は三九二パルダオ $\parallel$ 三・五ラリン程になる。

（尚〔史料IV〕には四番目に取得したマロル村についても記述されているが、前に述べたようにこれは一六四〇年にイエズス会が入手したものであって、日本のキリシタン布教の財源としての意味は持っていないので、ここでは省略する。



亦、この史料には、四村を管理するプロクラドールの経費等も挙げているが、これは省略したマロル村の関係も一緒に合算されており、三村のみについて抜出して算出することは不可能なので、ここでは、この種の経費については考慮しないことにする。

18、一五八七年十一月二十七日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長補佐宛ての書翰。

「臼杵の修練院には、同総会長は、日本に行く前に私が北部地方で買入れた当地のいくつかの村からの収入を充てた。そこからは五〇〇クルザドの収入があった。亦、今から二年前に、私は同じ北部地方に別の村を一つ買った。そこから同じ額の収入があるであろう。これも亦、それに充てなければならぬと思う。<sup>(20)</sup>」

即ち、ポンヴェン・コンドウティンの両村からの収入が五〇〇クルザドであったことと、一五八四年に取得した三番目の村であるムルガン村からの年収も、同じ額が見込まれていたことが明らかになる。

19、一五八九年七月二十三日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰。

「主として教皇が過去に送ってくれた喜捨のかねで以って、日本イエズス会はインドにいくつかの村を買入れて、大凡一、二〇〇（前後の文章から単位がドウカドであることは明らかである——引用者）のレンタを持っている。<sup>(21)</sup>」

これは三村からの年収とカラランジャの年金の合計が一、二〇〇ドウカドであることを述べたものであるが、ただその購入資金の大部分が教皇からの喜捨であったという点は全くの誤記である。教皇が日本イエズス会に与えた喜捨は、一五八三年以後グレゴリウス十三世が四、〇〇〇ドウカドの年金をスペインで支給することにした、ということはヴァリニャーノ自身が「アポロヒア」の中で記述している通りである。<sup>(22)</sup>

20、一五八九年七月二十四日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰。

「日本は一〇、〇〇〇パルダオのレンタがある旨の計算をしたが、実際は、日本が有するレンタはバサインのいくつか

の村から入る一、八五〇パルダオと、マラッカで毎年支給される筈の一、〇〇〇——尤もこれは殆んど支払われていない——、及び教皇が与えた別の喜捨——これは四、〇〇〇クルザド全額届いて受取ったことはない——があるにすぎない<sup>(23)</sup>。これも、三村からの年収とカランジヤの年金の合計が一、八五〇パルダオであったことを伝えているものである。

21、一五九六年十一月二十六日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長宛ての書翰。

「この外に、われわれはバサインのいくつかの村で二、〇〇〇パルダオのレンタを買入れた。これは一、〇〇〇クルザド余に相当するであろう<sup>(24)</sup>」

22、一五九六年十二月十日付ゴア発、カブラルの総会長補佐宛て書翰。

「教皇が日本に支給している六、〇〇〇クルザド・デ・レアル——これはシナで六、〇〇〇タエルに相当する——の外に、国王が毎年当地サルセツテとマラッカ税関において日本に支給する二、〇〇〇クルザドがあり、その外、日本がバサインに所有するいくつかの村から入る収入二、〇〇〇パルダオがあり、さらにマラッカの家屋と菜園から入る収入六〇〇タエルを有する。そしてこれ以外にも、日本のキリスト教徒の領主の所領にレンタを所有している<sup>(25)</sup>」

即ち、三村とカランジヤの収入の合計が二、〇〇〇パルダオであったことを伝えているものである。

23、一五九六年十二月十七日付ゴア発、カブラルの総会長宛ての書翰。

「日本はバサインにいくつかの村を領有しており、大凡二、〇〇〇パルダオの収入になる<sup>(26)</sup>」

24、一五九八年一月、ヴァリニャーノの「アポロヒア」

「これらすべての経費を維持するために、われわれには次のような収入しかない。即ち、ポルトガル国王の許可をえてインドで買入れた一、二〇〇ドゥカドのレンタ、<sup>(27)</sup>(以下略)。」

25、一六〇三年十一月十五日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰。

「バサインの地の三村に、一、〇〇〇ドゥカド余の、永久のレンタを買入れた。<sup>(28)</sup>」  
これは明らかにポンヴェン・コンドウティン・ムルガン三村の収入額である。

26、一六〇四年四月七日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰。

「これらの経費をまかなうために、われわれには次のようなレンタしかない。即ち、教皇が二〇年来スペインの徴収事務所で支給して来た年金、及びバサインの地に日本が所有するレンタ二、〇〇〇ドゥカド、<sup>(29)</sup>(以下略)。」

これは亦、三村にカラಂジャを含めた収入額であろう。

27、一六〇九年十一月十二日付シナ発、ジョアン・コエリヨの「日本イエズス会のカーザ・布教団・レンタ、及び経費の数字に関する短かい叙述」

「カラಂジャ及びインドの北部地方のいくつかの村のレンタから、現地で要する経費を差引いて一、〇〇〇パルダオの収入を有する。<sup>(30)</sup>」

カラಂジャ及びバサインの三村からの収入は、現地で要する経費を差引いた実収入が一、〇〇〇パルダオであった、ということが明らかになる。

28、前引の「史料I」によると、一六一五年十一月にえた資料によるものとして、次のような数字を挙げている。

ポンヴェン村の収入五六四パルダオ<sup>一</sup>ラリン(年貢納入なし)、コンドウティン村の収入三九九パルダオ<sup>二</sup>ラリン(年貢納入なし)、ムルガン村の収入五四一パルダオ<sup>三</sup>ラリン<sup>二</sup>〇バザルコ(年貢として一六八パルダオ<sup>三</sup>ラリン納入するので実収入は三七二パルダオ<sup>一</sup>ラリン)。

三村からの実収入の合計一、三〇〇パルダオ。

カラಂジャ島の収入五〇〇パルダオ。

ボンベイの寄進地からの収入一、五四七パタカ（年貢と耕作の経費を差引いた実収入）。

29、一六一七年一月五日付マカオ発、ジェロニモ・ロドリゲスの総会長宛て書翰。

「この外にわれわれは、ドナ・マリア・デ・カストロがわれわれに寄進したレンダを所有しているが、これは九〇〇クルザドに上るであろう。<sup>(31)</sup>」

この史料は、バサインの土地収入については触れておらず、ボンベイの寄進地の収入が九〇〇クルザドであったことを伝えている。

30、「一六二〇年九月に作成された日本管区の第三のカタログ」

日本が所有するレンダ

インドの北部地方のサルセッテに大凡三、四〇〇クルザドの安定したレンダを有する。尤もその三分の一はまだ国王の承認を受けていない。これは、ドン・ジェロニモ・デ・メネズとドナ・マリア・デ・カストロが日本に寄進したものである。<sup>(32)</sup>（以下略）」

この史料には、北部地方のサルセッテ *Salsete do Norte*（即ち *Salsete de Baçaim* のことであらう）*Salsete de Goa* に非ず<sup>(33)</sup>）にメネズとカストロによる寄進地があったように記述されているが、他のいろいろな史料によってこの寄進地がボンベイの内であったことは確実である。更に加えて、寄進地からの収入として記されている三、四〇〇クルザドという数字は、他の史料にくらべて余りに大きすぎる。この史料は、日本イエズス会の収入を列挙したものでありながら、バサインの土地収入について記載されていないのも疑問がある。むしろ、この数字は、バサインの土地収入やカラランジャの収入をも含めたものではないであろうか。

31、「一六二四年一月に作成された日本管区の第三のカタログ」

キリシタン時代、インドにおける日本イエズス会の資産について（下）

「日本が所有するレンダ

マカオにおいて貸家から四〇〇〇クルザド以上の収入がある。インドの北部地方のサルセツテにおいて、大凡三、〇〇〇クルザドの収入がある。しかしこれは一時期の収入にすぎず、その後すべて破壊されてしまつて、ここ六〇七年というものは僅かしか収入がない。<sup>(34)</sup> (以下略)」

これも、30の「一六二〇年九月に作成された日本管区の第三のカタログ」の記述と同様、「北部地方のサルセツテ」のレンダが具体的にどのレンダを指すのか明らかではない。金額から考えると、これも三村とカラソジャ・ボンベイのすべてのレンダの合計だと考えるのが妥当であろう。

亦、このレンダが破壊されてしまつて、ここ六〇七年は僅かしか収入がない、との記載に関して触れておくと、一六二五年十一月十六日付日本発、フランシスコ・パシエコ外八名のパードレが連署した総会長宛ての書翰に「インド北部地方のいくつかの村のレンダは、五〇六年程前に暴風のため椰子の樹が倒れてしまつたので、新たに種子を蒔いた。今後二〇三年したら収入が入り始めるであろう。<sup>(35)</sup>」と見え、記事が大体一致する。しかし、このような災害による収入減も一時的なことにすぎず、その上椰子は収入の一部にすぎなかつた筈でもあり、通常はこのインドの土地収入は、日本イエズス会にとつてかなり安定した収入源であつたことは確かである。

例えば、一五八九年七月二十四日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰には、「われわれがバサインで買入れたいいくつかの村を除いて、日本のレンダはすべて非常に危険で不確実なように見えるのも、至極尤もなことである。<sup>(36)</sup>」と記述されている。

また一五九三年一月十日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰にも、「日本は、バサインの地に所有するいくつかの村からの収入以外に確実なレンダはなく、それ以外のものはすべて不確実であつた。<sup>(37)</sup>」と記述されている。

右の二点の史料は、日本イエズス会にとって、インドの土地収入が、他のいろいろな種類の収入にくらべて、かなり安定した収入源であったということをも明らかにしている。

32、一六三四年十二月十三日付の〔史料Ⅱ〕に記述されている収入額は次の通りである。

ポンヴェン村の実収入二二五パルダオ〓六〇バザルコ、コンドウティン村の実収入三〇九パルダオ〓一ラリン、ムルガン村の実収入二五一パルダオ〓九六バザルコ、カランジャの収入五〇〇パルダオ、ボンベイの年貢納入後の収入一、五四七パルダオ。

以上収入の合計は二、八三二パルダオ余。

33、一六三五年二月五日付の〔史料Ⅲ〕に記述されている収入額は次の通りである。

ポンヴェン・コンドウティン・ムルガンの三村からの収入は七八五パタカ〓一ラリン〓九六バザルコ、カランジャの収入は五〇〇パルダオ。(〔史料Ⅱ〕と違い、年貢と経費については触れていないが、右の数字が〔史料Ⅱ〕と同じであるところから、この数字も年貢と経費を差引いた実収入を示すものだと思う)。

34、何年の記録か記されていないが、文面から教皇クレメンス八世の在位中(一五九二〜一六〇五)のものであることが判る、「日本管区のレンタ」と題する文書には、「インドのバサインにおけるいくつかの領有地から入る一、二〇〇ドゥカド。<sup>(38)</sup>」と見えている。

次にこれらの史料に記載されている収入額を表示してみたい。(次頁以下の表を参照していただきたい)。

このように表示してみると、肝心の収入額が史料によって一致していないことがはっきりする。そしてこれらの数字の内のはずれが正しく、どれを誤りと断定するだけの材料はないが、ただ各史料に見られる収入額に関して留意すべき点を

		資 産	ポ ン ヴ ェ ン 村	コ ン ド ウ テ ィ ン 村	ム ル ガ ン 村	カ ラ ン ジ ャ	ポ ン ベ イ
史 料							
1	[史 料 IV]					500 パルダオ	
2	1574・12・25 ヴァリニャーノ		600 パルダオ				
3	1575・10 「要 録」			900 クルザド			
4	1575・12・4 ヴァリニャーノ		500 スクード			500 スクード	
5	1577・9・1 カブラル			1,000クルザド			
6	1579・12・5 ヴァリニャーノ			1,000スクード			
7	1580・8 「インドのスマリオ」			800 ドゥカド			
8	1580・11・13 ヴァリニャーノ		500 ドゥカド				
9	1581・9・3 カブラル			1,000クルザド			
10	1581・9・4 カブラル			1,000クルザド			
11	1581・10・13 コエリョ			1,000クルザド			

12	1582 「カタログ」	1,000ドゥカド
13	1583・10・5 カブラル	1,000クルザド
14	1583・10・28 ヴァリニャーノ	500 クルザド
15	1583 「日本のスマリオ」	600 ドゥカド
16	1585・1・18 総会長	500 タエル
17	(史料 IV)	<p style="text-align: center;">392 パルダオ余 (実収入)</p> <p>70パルダオ余 (1574年買入れ当時)    189 パルダオ余 (1575年買入れ当時)    130 パルダオ余 (1584年買入れ当時)    500 パルダオ</p>
18	1587・11・27 ヴァリニャーノ	500 クルザド    500 クルザド
19	1589・7・23 ヴァリニャーノ	1,200 ドゥカド
20	1589・7・24 ヴァリニャーノ	1,850 パルダオ
21	1596・11・26 ヴァリニャーノ	2,000 パルダオ
22	1596・12・10 カブラル	2,000 パルダオ



23	1596・12・17 カブラル	2,000 パルダオ				
24	1598・1 「アポロヒア」	1,200 ドゥカド				
25	1603・11・15 ヴァリニャーノ	1,000 ドゥカド余				
26	1604・4・7 ヴァリニャーノ	2,000 ドゥカド				
27	1609・11・12 ジョアン・コエリョ	1,000 パルダオ (実収入)				
28	[史料 I]	1,300 パルダオ余 (年貢納入後)				(実収入)
		564 パルダオ余	399 パルダオ余	372 パルダオ余	500 パルダオ	1,547 パタカ
29	1617・1・5 ロドリゲス	900 クルザド				
30	1620・9 「カタログ」	3,400 クルザド				
31	1624・1 「カタログ」	3,000 クルザド				
32	[史料 II]	785 パルダオ余 (実収入)				(年貢納入後)
		225 パルダオ余	309 パルダオ余	251 パルダオ余	500 パルダオ	1,547 パルダオ
33	[史料 III]	785 パタカ余				500 パルダオ

若干記述しておきたい。

一、インドにおけるレンダを考える場合、最も厄介な問題は、史料に記されている数字が、年貢や諸経費を差引いていない収入額か、又はそれを差引いた実収入なのか、という点である。更に、年貢のみ差引いた数字を挙げている場合もあろう。この点については、「史料Ⅳ」のように明細に記載されている場合もあり、またこれ程明細ではなくても、年貢・経費を差引いた実収入だということを、はっきり断っている史料もいくつか有るが、しかし殆んど史料がこの点曖昧な記述だと言わなければならない。尚、ここで表示するに当っては、史料に断つてあるものについては、すべて実収入を記しておいた。

二、この点と並んで非常に厄介な問題は、夫々の数字が、インド北部地方の各地にあった日本イエズス会の資産の内の、どれの収入額なのか、必ずしもはっきりしない場合が多いことである。25の一六〇三年十一月十五日付ヴァリニャーノの書翰や、「史料Ⅰ」「史料Ⅱ」「史料Ⅲ」「史料Ⅳ」等、この点が明記されている史料もあるが、多くの場合は必ずしも明確ではなく、それらについては、いろいろなところから判断して一応の推測をしておいたにすぎない。

三、このことに関連して、最も判りにくいのが、カラランジャ・ボンベイといった、バサインの三村以外のレンダについてである。ここでは、27の一六〇九年十一月十二日付コエリヨの文書や「史料Ⅰ」「史料Ⅱ」「史料Ⅲ」「史料Ⅳ」等、明記されている場合を除き、一応推測に基いて、これら両所の資産からの収入を含むと思われる記録とそうでないものを分けておいたが、この点を更に明らかにするには、今後の関係史料の紹介を待たなければならない。史料によって収入額が区々なのは、或いは取上げた対象のレンダが違うことも、理由の一つかも知れない。

四、キリシタン宣教師の書翰等に記されている収入額は、殆んどが端数を省略した概算の数字だと言ってよいと思う。

五、インドの土地収入は主として米作・椰子等によるものであった以上、年によって収入額が一定でないのは当然であ

るが、しかしこの点を考慮に入れても、尚前掲の表に見られる数字の不一致を説明することは出来ないであろう。

九

以上述べて来たところをまとめてみると次のようになる。

一、日本イエズス会がインドに資産を取得したのは、勿論ローマのイエズス会本部の意向でもあったが、主としてゴア管区長アントニオ・デ・クワドロスと、その意をうけた日本布教長カブラル、更にはヴァリニャーノの尽力によるところが大きかった。そしてゴア管区のイエズス会関係者の間には、日本イエズス会が行なっている生糸貿易を止めさせ、その代りにインドの土地収入の増加を図るべきだとの声が強かった。

二、東インドの教会の保護者であるポルトガル国王は、一五七一年に勅許状を發布して、一定の制限は付しているが、日本イエズス会がインドで土地を買入れることを許可した。

三、資産を買うためのかねは日本から送られた。それは、主として生糸貿易の利益を蓄積してつくったものであった。一五六〇年代後半から一五七〇年代冒頭にかけて一二、〇〇〇クルザド送金され、その後もカブラルによって一五七〇年代前半に何回かにわたって六、〇〇〇ドゥカド送られたものと推測出来る。

四、日本イエズス会は、一五七〇年にカラランジャの年金を金三、三〇〇パルダオで、一五七四年の九月から十二月までの間にポンヴェン村を一、二〇〇又は一、四〇〇パルダオで、一五七五年の十月以前にコンドウティン村を四、〇〇〇パルダオで、恐らく一五八四年に、ムルガン村を五、〇〇〇パルダオで、夫々買入れた。

五、この外に日本イエズス会は、ボンベイにおいて菜園の寄進を受けたことが判っている。しかし、このボンベイの土地とカラランジャの年金については、関係史料が乏しく、その詳しい内容を明らかにすることは出来ない。

六、日本から送られたかねが、全額資産の買入れに使用されたわけではなく、尚買増す希望を持ちながら、その残金がインドのイエズス会によって流用されてしまった。

七、バサインの土地収入については、ヴァリニャーノはこれを臼杵の修練院の経費に充てることにした。しかし修練院創設以前と秀吉による迫害以後においては、この収入の用途は限定されることなく、日本布教に要するいろいろな経費に充てられたものと思う。とくに、現地のインドにおいて消費される額も大きかった。

八、ヴァリニャーノは、ゴアに日本イエズス会のプロクラドールを一人配置して、彼にインドの資産の管理一切を委ねることを考え、総会長の許可をえて実行に移した。

九、これらインドの資産から日本イエズス会がどの位の年収をえていたかについては、かなりの数の関係史料があるが、そこに見られる数字は、記載の基準が一樣でないこともあって区々であり、この点についても確かなところは判らない。大凡の額を挙げてみると、一五七〇年代の前半、即ち資産がカラソジャとポンヴェン村だけであった頃は、五〇〇〜六〇〇パルダオ。一五七〇年代の後半から一五八〇年代の初め、即ち資産にコンドウティン村が加わると大凡一、〇〇〇〜クルザド。その後一五八〇年代後半から一五九〇年代・一六〇〇年代、即ち更にムルガン村が加わると一、〇〇〇〜二、〇〇〇クルザド。そして一六一〇年代〜一六三〇年代は大凡三、〇〇〇〜クルザドの年収があったと見てよいのではないであらうか。

十、バサインの土地収入は主として米作と椰子等からの収入であったので、時に災害によって被害を受けたこともあった。またそこからの収入の一部が、インドのイエズス会のために流用されてしまったこともあった。しかし概してこのインドにおける資産は、日本イエズス会に安定した収入をもたらすものであったと言えよう。

十一、最後に、「史学」四六ノ一に掲載した本稿（上）の（註35）で簡単に触れておいたが、ゴアではスペイン・ポル

トガル国王から日本イエズス会に資金が支給されていたが、これは、同じインドにおける収入とは言っても、全く性格を異にする収入なので、ここでは取上げなかった。

\*

\*

\*

〔通貨の換算率について〕

当時ポルトガル人はインドで様々な通貨の単位を使用していたが、その各々について年代別に正確な価値を明らかにすることは非常に難しい問題であり、殆んど不可能に近いことだとも言えよう。クルザド(ドゥカド)・タエル・パルダオといったこの報告の中で頻繁に使用した通貨単位の換算率についてのみ、見出すことが出来た関係史料を挙げて大凡のところを示してみたい。

まず、タエル対クルザド・ドゥカドの比率であるが、

1、一五八一年四月十四日付京都発のフロイスの書翰に、「彼(柴田勝家のこと——引用者)は昨日信長を訪問し、黄金三〇枚と茶の湯の道具三つを献じた。この道具は一つ三、〇〇〇貫の価のもので、進物のみ合せて三〇、〇〇〇クルザド、即ち二〇、〇〇〇タエルに達した上に、途中の費用・部下の衣服装飾に三〇、〇〇〇タエル、即ち五〇、〇〇〇クルザドを費したということである。」<sup>(39)</sup>とあり、ここですでに、二〇、〇〇〇タエル≡三〇、〇〇〇クルザド(即ち一タエル≡一・五クルザド)とも、三〇、〇〇〇タエル≡五〇、〇〇〇クルザド(即ち一タエル≡一・六六六……クルザド)とも記述されていて、食違いを見せている。

2、一五九四年一月八日付長崎発、ゴメスの総会長宛て書翰には、「ポルトガル人達は銀三〇〇タエルの喜捨をしてくれた。これはクルザドに換算して三五〇クルザド余に相当するものと私は思う。」<sup>(40)</sup>と見え、三〇〇タエル≡三五〇クルザド余(即ち一タエル≡一・一六六六……クルザド余)と記されている。

3、一五九五年十一月二十三日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長宛ての書翰には、「日本における毎年の経費は少なくとも八、〇〇〇タエルで、これは一二、〇〇〇ドゥカドに当る<sup>(41)</sup>。」と記されており、これによると八、〇〇〇タエル<sup>(41)</sup>二二、〇〇〇ドゥカド（即ち一タエル<sup>(41)</sup>一・五ドゥカド）の換算率になる。

4、一五九六年一月四日付マカオ発、日本司教マルティンスの国王宛て書翰には、「（日本に渡った托鉢修道士達は）一人のキリスト教徒の婦人に五〇〇タエル、即ちわれわれの一、〇〇〇クルザドに当る金額の喜捨を求めた<sup>(42)</sup>。」と記述されており、これによると五〇〇タエル<sup>(42)</sup>一、〇〇〇クルザド（即ち一タエル<sup>(42)</sup>二クルザド）の率になる。

5、一六〇三年十月八日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、「これらのカーザを維持するのに要する経費の合計が、毎年一二、〇〇〇タエルに上るということを窺下に了解していただきたい。タエルとは当地で用いられている重量単位で、大体一ドゥカド・デ・ラ・カマラに相当する。それ故これは大凡一五、〇〇〇ドゥカドになる<sup>(43)</sup>。」と見え、一二、〇〇〇タエル<sup>(43)</sup>一五、〇〇〇ドゥカド（即ち一タエル<sup>(43)</sup>一・二五ドゥカド）になる。

6、一六〇九年十一月十二日付シナ発、ジョアン・コエリョの「日本イエズス会のカーザ・布教団・レンダ、及び経費の数字に関する短かい叙述」と題する文書には、「下で言及するその他の経費を除き、カーザとレジデンシアにおいて、銀で、ポルトガルの一五、六七〇クルザドを消費する。これはシナの銀一四、四九四タエル<sup>(44)</sup>七マス<sup>(44)</sup>五コンドリンに相当し、パルダオ・デ・レアルに換算すると、一九、七七四パルダオ<sup>(44)</sup>四マス<sup>(44)</sup>になる。」と見え、ここには、一四、四九四タエル<sup>(44)</sup>七マス<sup>(44)</sup>五コンドリンが一五、六七〇クルザドに相当する（即ち、一タエル<sup>(44)</sup>約一・〇八一クルザド）ことが記されている。

次にこれをパルダオについてみると、

キリシタン時代、インドにおける日本イエズス会の資産について（下）

1、一五八一年九月四日付曰杵発、カブラルの総会長補佐宛ての書翰に、「巡察師が着いた時に、七、〇〇〇タエル即ち一四、〇〇〇パルダオあつた資産」云々といつた記事があり、これによると七、〇〇〇タエル<sup>(45)</sup>一四、〇〇〇パルダオ(即ち一タエル<sup>(46)</sup>二パルダオ)の率になる。

2、一五八一年十月十三日付コエリヨの総会長宛て書翰には、「今年一五八一年にインドのプロクラドルは、ゴアのコレジオが日本に借財していた五、〇〇〇パルダオ即ち四、五〇〇クルザドの金額を、猊下が張消しにしてしまった、と書送つて来た。」<sup>(46)</sup>とあり、これによると、四、五〇〇クルザド<sup>(47)</sup>五、〇〇〇パルダオ(即ち一クルザド<sup>(48)</sup>一・一一一……パルダオ)になる。

3、一五八五年十二月二十六日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長宛ての書翰には、「この分離された修練院は、維持するのに毎年少なくとも二、〇〇〇パルダオ必要とする。これは一、五〇〇ドゥカドに相当する。」<sup>(47)</sup>と記述されており、これによれば一、五〇〇ドゥカド<sup>(48)</sup>二、〇〇〇パルダオ(即ち一ドゥカド<sup>(49)</sup>一・三三三……パルダオ)の換算率になる。

4、一五八七年十一月二十日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長宛ての書翰に、「(日本イエズス会は) 昨年は現金で一七、六〇〇パルダオ余を消費した。これは大凡一四、〇〇〇クルザドに相当する。」<sup>(48)</sup>と記され、これによると一四、〇〇〇クルザド<sup>(49)</sup>一七、六〇〇パルダオ余(即ち一クルザド<sup>(50)</sup>約一・二五七パルダオ余)の率になる。

5、一五八九年七月二十四日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰には、「(教皇の喜捨は) 非常に確実であつたとしても、四、〇〇〇クルザド即ち五、三〇〇パルダオにすぎない。」<sup>(49)</sup>と見え、四、〇〇〇クルザド<sup>(50)</sup>五、三〇〇パルダオ(即ち一クルザド<sup>(51)</sup>一・三二五パルダオ)になる。

6、一五九三年十二月十五日付コチン発、カブラルの総会長宛ての書翰には、ヴァリニャーノが帰国した少年使節の一行を伴つて関白に謁見した際の、京都までの旅行について述べた中で、「御地に赴くパードレ、ヒル・デ・ラ・マタが私に

語ったところによると、一行の食費だけで毎月三〇〇タエルかかったということ、これは六〇〇パルダオに相当する。」と見え、さらにつづいて「このヴァリニャーノからの高価な贈物の返礼として、関白は彼に対し、長崎の教会とカーザを破壊するよう命じた。パードレ、ルイス・フロイスは、それは一〇、〇〇〇タエル、即ち二〇、〇〇〇パルダオに価するものであった、と私に書送って来た。」<sup>50</sup>とあり、これによると三二〇〇タエル<sup>50</sup>六〇〇パルダオ、及び一〇、〇〇〇タエル<sup>50</sup>二〇、〇〇〇パルダオ（即ち一タエル<sup>50</sup>二パルダオ）の換算率になる。

7、一五九三年十二月二十五日付コチン発、カブラルの総会長宛て書翰には、日本イエズス会の生糸貿易について述べた中で、「私が日本にいた当時、投資額を少くするように命じたので、現在行われている貿易の三分の一余の規模であったが、そこから毎年少くとも六、〇〇〇<sup>51</sup>七、〇〇〇タエルの利益があった。これは一二、〇〇〇<sup>51</sup>一四、〇〇〇パルダオに相当する。」と見え、さらに「今度日本で一人の男が死亡したが、彼はイエズス会に七、〇〇〇タエルを寄附したということである。これは一四、〇〇〇<sup>51</sup>パルダオに相当する。」<sup>51</sup>とも記されていて、ここでも六、〇〇〇<sup>51</sup>七、〇〇〇タエル<sup>51</sup>一二、〇〇〇<sup>51</sup>一四、〇〇〇<sup>51</sup>パルダオ、及び七、〇〇〇<sup>51</sup>タエル<sup>51</sup>二パルダオ（即ち一タエル<sup>51</sup>二パルダオ）の換算率が示されている。

8、一五九四年十一月九日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、「インドで死んだイルマン、ガスパル・ヴィエガスは日本に一、五〇〇<sup>52</sup>パルダオを遺贈したが、これは大凡一、〇〇〇<sup>52</sup>クルザドに当る。」<sup>52</sup>と見え、これによると一、〇〇〇<sup>52</sup>クルザド<sup>52</sup>一、五〇〇<sup>52</sup>パルダオ（即ち一クルザド<sup>52</sup>一・五パルダオ）ということになる。

9、一五九六年十一月二十六日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、「この外に、われわれはバサインのいくつかの村に、二、〇〇〇<sup>53</sup>パルダオのレンタを買入れた。これは一、〇〇〇<sup>53</sup>クルザド余に相当するであろう。」<sup>53</sup>と記述されており、これによれば、一、〇〇〇<sup>53</sup>クルザド余<sup>53</sup>二、〇〇〇<sup>53</sup>パルダオ（即ち一クルザド<sup>53</sup>二パルダオ弱）の率になる。



10、一五九六年十二月十七日付ゴア発、カブラルの総会長宛て書翰に、「日本教界の維持には毎年八、〇〇〇タエル必要で、これは一六、〇〇〇パルダオに当る、と同パードレ、ヴァリニャーノは言っているが、私は一〇、〇〇〇パルダオに相当すると考<sup>54</sup>える。」とあり、ここには、八、〇〇〇タエル<sup>54</sup>一六、〇〇〇パルダオ(即ち一タエル<sup>54</sup>二パルダオ)、及び八、〇〇〇タエル<sup>54</sup>一〇、〇〇〇パルダオ(即ち一タエル<sup>54</sup>一・二五パルダオ)といった、二通りの見解が示されている。

11、一六〇三年十月八日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、「一六〇二年のモンズーンでパードレ、アルベルトと共に来た二〇人のイエズス会士は、インドに着いたとたんに四、〇〇〇パルダオを消費してしまった。これは三、〇〇〇ドウカド<sup>55</sup>に当る。」とあり、これによると三、〇〇〇ドウカド<sup>55</sup>四、〇〇〇パルダオ(即ち一ドウカド<sup>55</sup>一・三三三……パルダオ)の率になる。

12、先に引用した一六〇九年十一月十二日付シナ発、ジョアン・コエリヨの「日本イエズス会のカーザ・布教団・レンダ、及び経費の数字に関する短かい叙述」と題する文書には、一四、四九四タエル<sup>56</sup>七マス<sup>56</sup>五コンドリンは一九、七七四パルダオ<sup>56</sup>四マスに相当し(即ち一タエル<sup>56</sup>約一・三六四パルダオ)、一五、六七〇クルザド<sup>56</sup>も一九、七七四パルダオ<sup>56</sup>四マスに相当する(即ち一クルザド<sup>56</sup>約一・二六二パルダオ)ことが記述されている。

これらの史料に見られる換算率を表示すると次のようになる。

	史料	換算率
1	1581. 4. 14 フロイス	{ 1タエル=1.5 クルザド 1タエル=1.666... クルザド
2	1594. 1. 8 ゴメス	1タエル=1.1666...クルザド余
3	1595. 11. 23 ヴァリニャーノ	1タエル=1.5 ドゥカド
4	1596. 1. 4 マルティンス	1タエル=2 クルザド
5	1603. 10. 8 ヴァリニャーノ	1タエル=1.25 ドゥカド
6	1609. 11. 12 コエリョ	1タエル=約1.081 クルザド
1	1581. 9. 4 カブラル	1タエル=2 パルダオ
2	1581. 10. 13 コエリョ	1クルザド=1.111...パルダオ
3	1585. 12. 26 ヴァリニャーノ	1ドゥカド=1.333...パルダオ
4	1587. 11. 20 ヴァリニャーノ	1クルザド=約1.257 パルダオ余
5	1589. 7. 24 ヴァリニャーノ	1クルザド=1.325 パルダオ
6	1593. 12. 15 カブラル	1タエル=2 パルダオ
7	1593. 12. 25 カブラル	1タエル=2 パルダオ
8	1594. 11. 9 ヴァリニャーノ	1クルザド=1.5 パルダオ
9	1596. 11. 26 ヴァリニャーノ	1クルザド=2 パルダオ弱
10	1596. 12. 17 カブラル	{ 1タエル=2 パルダオ 1タエル=1.25 パルダオ
11	1603. 10. 8 ヴァリニャーノ	1ドゥカド=1.333... パルダオ
12	1609. 11. 12 コエリョ	{ 1タエル=約1.364 パルダオ 1クルザド=約1.262 パルダオ

註

(1) Jap. Sin. 8-II, f. 305.

(2) Jap. Sin. 10-II, f. 289v.

(3) Documenta Indica, X, p. 165.

(4) Archivo Histórico Ultramarino, Códice 1659, f. 14 6v.

(5) Jap. Sin. 7-I, f. 306. (Documenta Indica, IX, pp. 520, 521.)

キリシタン時代インドにおける日本イエズス会の資産について(下)

(一四一) 二五

- (6) Documenta Indica, X, p. 58.
- (7) Ibid., X, pp. 164, 165.
- (8) Jap. Sin. 8-I, f. 140.
- (9) Jap. Sin. 8-I, f. 240, 240v.
- (10) A. da Silva Rego, op. cit. 12.° vol. p. 543. A. Valignano & J. L. Alvarez = Taladriz, op. cit. introduccion, p. 110.
- (11) Jap. Sin. 8-II, f. 305.
- (12) Jap. Sin. 9-I, f. 19v.
- (13) Jap. Sin. 9-I, f. 23v.
- (14) Jap. Sin. 9-I, f. 41v. 尚一五八二年一月十二日付コエリ<sub>三</sub>の綜合域宛の書翰のふくれと同じ文章が記述せられたる。 Jap. Sin. 9-I, f. 76.
- (15) Jap. Sin. 25, f. 6. の文書の写しは数多く残られたる。 A. Valignano & J. L. Alvarez = Taladriz, op. cit. p. 71. 此の撰譯をたしむる。
- (16) Jap. Sin. 9-II, f. 168v.
- (17) Jap. Sin. 9-II, f. 171v. (Documenta Indica, XII, p. 853.)
- (18) A. Valignano & J. L. Alvarez = Taladriz, op. cit. pp. 110~113. (松田毅一他訳、前掲書、四一頁も参照した)。
- (19) Jap. Sin. 3, f. 8v.
- (20) Jap. Sin. 10-II, f. 289v.
- (21) Jap. Sin. 11-I, f. 84.
- (22) Jap. Sin. 41, f. 85. Biblioteca da Ajuda, 49-IV-58, f. 92v.
- (23) Jap. Sin. 11-I, f. 107v.
- (24) Jap. Sin. 13-I, f. 31v.
- (25) Goa 32, f. 587v.
- (26) Goa 32, f. 583v.
- (27) Jap. Sin. 41, f. 85. Biblioteca da Ajuda, 49-IV-58, f. 92v.
- (28) Jap. Sin. 14-I, f. 145.
- (29) Jap. Sin. 14-I, f. 160v.
- (30) Jap. Sin. 23, f. 37v.
- (31) Jap. Sin. 17, f. 56.
- (32) Jap. Sin. 25, f. 125v. 宛 Léon Pagés, Histoire de la Religion Chrétienne au Japon, première partie, Paris, 1869, pp. 460, 461. 此の文書のフランス語訳が掲載されたる。 (吉田小五郎先生訳「日本切支丹宗門史」中巻、一六五~一六六頁)。
- (33) 「史学」四六ノ一に掲載した本稿(上)の(註35)を参照して頂きたる。
- (34) Jap. Sin. 25, f. 139v.
- (35) Jap. Sin. 34, f. 161.
- (36) Jap. Sin. 11-I, f. 107v.

- (37) Jap. Sin. 12-1, f. 68.  
 (38) Jap. Sin. 23, f. 19.  
 (39) Cartas que os Padres e Irmãos da Companhia de Jesus escreverão dos Reynos de Japão & China aos da mesma Companhia da India, & Europa, desde anno de 1549 até o de 1580, Segunda Parte, Evora, 1598, f. 4, 4v.  
 (村上直次郎訳註「耶穌会の日本年報」第一輯、拓文堂、昭和十八年、一三四、一三五頁も参照した)。尚、A. Valignano & J. L. Alvarez = Taladriz, op. cit. introduccion, p. 48. この史料に見られる換算率がとり上げられてゐる。  
 (40) Jap. Sin. 12-1, f. 170v.  
 (41) Jap. Sin. 12-II, f. 317.  
 (42) Jap. Sin. 20-II, f. 45v.  
 (43) Jap. Sin. 14-I, f. 131.  
 (44) Jap. Sin. 23, f. 37v.  
 (45) Jap. Sin. 9-1, f. 23v.  
 (46) Jap. Sin. 9-1, f. 41v. 尚一五八二年一月十二日付コエリ

の総会長宛への書翰にもこれと同じ文章が記述されている。

- Jap. Sin. 9-I, f. 76v.  
 (47) Jap. Sin. 10-I, f. 112.  
 (48) Jap. Sin. 10-II, f. 293v.  
 (49) Jap. Sin. 11-I, f. 107v.  
 (50) 画引用文とよび Goa 14, f. 154.

キリシタン時代インドにおける日本イエズス会の資産について (下)

- (51) 画引用文とよび Goa 14, f. 182.  
 (52) Jap. Sin. 12-II, f. 223.  
 (53) Jap. Sin. 13-I, f. 31v.  
 (54) Goa 32, f. 583v.  
 (55) Jap. Sin. 14-I, f. 131v.  
 (56) (註44) と同。

〔追記〕「史学」四十六ノ一に掲載した本稿(上)の六五・六六・六八頁で、「史料IV」に見られる *sanes* という言葉の意味が不明だと記述したところ、岸野久氏から *Sebastião Rodolfo Dalgado*, *Glossario Luso-Asiatico*, vol. II, p. 282. に見える *saneis* (「馬」の意味) のことではないか、とどうも教示をたまわった。意味から言っても、氏のお考えの通りこの *saneis* ことに略間違いないと思う。この旨銘記して岸野氏に厚くお礼申し上げます。

タエル対クルザド・ドゥカドの比率に関し次の史料を補足しておく。

7、「一五九〇年八月に開催された第二回日本イエズス会全体協議会に対する巡察師の裁決」に、「(コレジオの院長や主なカーザの上長は)地区長又は準管区長に連絡することなしにニタエル即ちスペインのニクルザド以上の価値がある反物の贈物をしてはならない。」とあり、これによると「タエル」ニクルザドになる。

(A. Valignano & J. L. Alvarez Taladriz, *Adiciones del Sumario de Japon, Apendice II*, pp. 660, 661.)

8、一六一八年九月十九日付日本発、フランシスコ・ヴィエイラの総会長宛て書翰には、「京都のカーザはこの迫害によって破壊された時、四、〇〇〇タエル以上の資産を持っていた。これはポルトガルの四、〇〇〇クルザドに相当する。」とあり、「一タエル＝一クルザドの換算率が示されている。(Jap. Sin. 17, f. 154.)

9、ジョアン・ロドリゲス著「日本教会史」に、「一六〇九年にわれわれが駿河にある内府の宮廷にいた時、出納係長は貯蔵量の報告をしたが、銀だけで八、三〇〇万タエル即ち八、三〇〇万金クルザドの銀があり、その他にも多量の金があった。」と見え、一タエル＝一クルザドの比率が示されている。(João Rodrigues Tuzzu & João do Amaral Branches Pinto, *Historia da Igreja do Japão, Macau*, 1954, p. 143. ショアン・ロドリゲス「日本教会史」上、岩波書店、一九六七年、二六八頁。)

10、「マカオ市のシナ帝国及び日本王国との貿易に関するカトリック国王宛て報告」と題する文書には、「一六三四年及び一六三七年は日本から二、〇四〇、〇〇〇タエルもたらされた。この内運賃として一〇%の二〇四、〇〇〇クルザドが国王陛下に与えられた。」とあり、ここからも一タエル＝一クルザドという比率がひき出される。(Jap. Sin. 27, f. 284v.)